⑸　搬送波周波数±15MHz内測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	４に示す周波数
掃引周波数幅	30MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	300Hz
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド（波形の変動がなくなるまで）

⑹　データ点数が5,000点以上を取得できるスペクトル分析器の場合の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	４に示す周波数
掃引周波数幅	30MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	300Hz
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	5,000点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド（波形の変動がなくなるまで）

⑺　データ点数が5,000点以上を取得できるＲＭＳ検波機能を有するスペクトル分析器の場合の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	４に示す周波数
掃引周波数幅	30MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	5,000点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ＲＭＳ
表示モード	ＲＭＳ平均表示（波形の変動がなくなるまで）

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。

⑵　試験機器の出力レベルが調整できるものにあっては、出力が最大になるように設定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑷及び⑸のように設定する。ただし、データ点数が5,000点以上を取得できるスペクトル分析器の場合は２⑹のように、データ点数が5,000点以上を取得できるＲＭＳ検波機能を有するスペクトル分析器の場合は２⑺のように設定する。

⑵　搬送波電力の測定

ア　スペクトル分析器の中心周波数を搬送波周波数とする。

イ　スペクトル分析器を掃引して、搬送波周波数±３MHz内のデータ点数の値をコンピュータの配列変数に取り込み、全データについてdB値を電力次元の真数に換算する。

ウ　全データの電力総和を次式により求め、その値をdBm値に換算して搬送波振幅電力Pcとする。

$$P_C = \left(\sum_{i=1}^{n} E_i\right) \times \frac{S_W}{RBW \times n}$$

P_C　：搬送波周波数±３MHz幅内の電力総和の測定値（W）
E_i　：１サンプルの測定値（W）
S_W　：掃引周波数幅（MHz）
ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）
ｎ　：搬送周波数幅内のサンプル点数

⑶　１チャンネル送信状態の試験

ア　スペクトル分析器の中心周波数は、試験を行うチャンネルの周波数とする。

イ　スペクトル分析器を２⑷のように設定して搬送波周波数±５MHz内の周波数について掃引し、搬送波周波数からの差が異なる帯域ごとに最大の値を求めP_bとする。さらに搬送波の周波数からの差が±2.79MHz、±2.86MHz、±3.00MHz及び±4.36MHzの周波数についても測定する。

ウ　平均電力からの減衰量を次式で求める。

平均電力からの減衰量＝$P_b - P_c$

エ　スペクトル分析器を２⑸のように設定して搬送波周波数±15MHz内の周波数について掃引し、搬送波周波数から±4.36MHzから15MHzまでの周波数の帯域において最大の値を求めP_b'とする。

オ　ウと同様に平均電力からの減衰量を求める。

カ　スペクトル分析器を２⑹又は⑺のように設定して測定する場合は、搬送波周波数±15MHzの範囲を掃引して測定する。

⑷　複数チャンネル送信状態の試験

ア　最大中継可能な全周波数を送信した状態の試験の場合、スペクトル分析器の中心周波数は送信周波数帯域内において最大のチャンネル数に１を加えた数の連続する配置としたうち最も低いチャンネルの周波数及び最も高いチャンネルの周波数として測定する。

イ　アに加え、送信しないチャンネルに隣接する両側のチャンネルの周波数として測定する。

⑸　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　搬送波の周波数からの差が±2.79MHz、±2.86MHz、±3.00MHz、±4.36MHz及び±15MHzにおける平均電力からの減衰量並びに６⑶に規定する帯域ごとにおける平均電力からの減衰量の許容値に対し、最も近い周波数及び平均電力からの減衰量をdB単位で記載し、設備規則に規定する許容値を併せて記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値を記載する。

6　その他

⑴　２⑴及び⑵において、同時中継するチャンネル周波数が固定されている試験機器の場合は、同時に送信できる全てのチャンネルを送信状態にして試験を実施する。この場合において、２⑸、⑹、⑺又は⑻の中心周波数は、隣接チャンネル間を除く同時に中継する全チャンネル周波数とする。

⑵　３⑵において、利得を低下させる機能を有する試験機器にあっては、最大利得状態の試験を行う場合において、送信出力最大ではなく利得が最大となる状態に設定する。

⑶　５⑴において「帯域ごとに」と規定するものは、次のアからエまでの帯域とする。

ア　搬送波の周波数からの差が±2.79MHzから±2.86MHzまで

イ　搬送波の周波数からの差が±2.86MHzから±3.00MHzまで

ウ　搬送波の周波数からの差が±3.00MHzから±4.36MHzまで

エ　搬送波の周波数からの差が±4.36MHzから±15MHzまで

⑷　複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャンネル間については、搬送波の周波数からの差が2.79MHzから3.00MHzまでの範囲について測定する。